

告 示

埼玉県告示第千二百八十三号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

川越市全域（百九・一三平方キロメートル）

四 作業期間

平成三十年十一月十二日から平成三十一年三月二十二日まで